資料１

弘前市協働によるまちづくり推進審議会の趣旨及び役割等について

１．趣旨

本市のまちづくりにおける基本ルールとなる「弘前市協働によるまちづくり基本条例」は、平成２７年４月１日に施行された。

本条例は、地域課題への対応やまちづくりを行ううえで、誰がどんな役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくのかなどを文章化したものである。

条例の最終目的である市民の幸せな暮らしの実現に向けて、条例に基づくまちづくりを着実に進めていく必要があることから、条例の実効性を確保するうえで、その中心的な役割を担う仕組みが、この「弘前市協働によるまちづくり推進審議会」での評価・検証である。

本審議会を設置すること、及び本審議会の担任する事務、委員構成、委員の任期等は、条例第３３条に規定されている。

●弘前市協働によるまちづくり基本条例

第33条　市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化し、及び成長するまちづくりを協働により推進することにより、平和及び人権の尊重並びに市民の幸せな暮らしを実現するため、弘前市協働によるまちづくり推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。

２　審議会の担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、次の表のとおりとします。

担任する事務	委員の構成	定数	任期
（１）この条例と各種計画、事業等の整合性に関すること。 （２）この条例の見直しに関すること。 （３）事業遂行等の改善に関すること。	（１）知識経験のある者 （２）公共的団体等の推薦を受けた者 （３）公募による市民 （４）その他市長が必要と認める者	15人以内	３年

３　市長は、審議会に対して、少なくとも毎年度１回、諮問をするものとします。ただし、担任する事務について、複数年度にわたり審議等を行う必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。

４　前３項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

２．役割

（１）市の取り組みが条例の趣旨に則して行われているかどうかの評価

（２）（評価を踏まえて、）今後市の取り組みに改善が必要と認められるものがある場合、その改善の内容や方向性についての意見

（３）（評価を踏まえ、必要に応じて）この条例の見直しについての意見

３．委員構成

（１）知識経験のある者、（２）公共的団体等の推薦を受けた者、（３）公募による市民、（４）その他市長が必要と認める者　から構成する。

４．委員の定数及び任期等

委員の定数　１５人以内

任期　３年

市長　⇒　審議会に対し毎年度１回諮問

５．委員名簿

氏　　名		所属・役職等
第１号委員　知識経験のある者		
1	野口（のぐち）　拓郎（たくろう）	弘前圏域移住交流デザイナー
2	藤岡（ふじおか）　真之（まさゆき）	弘前学院大学社会福祉学部　准教授
第２号委員　公共的団体等の推薦を受けた者		
3	下山（しもやま）　世江子（せえこ）	中南地域ＶｉＣ・ウーマンの会
4	秋元（あきもと）　駿一（しゅんいち）	公益社団法人弘前青年会議所　監事
5	小山（おやま）　三千雄（みちお）	弘前市町会連合会　会長
6	大西（おおにし）　晶子（しょうこ）	特定非営利活動法人 SEEDS NETWORK　理事長
7	鴻野（こうの）　孝典（たかのり）	弘前市社会教育協議会　会長
8	安田（やすだ）　昭弘（あきひろ）	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会　事務局長
9	大塚（おおつか）　えりか	弘前市消防団女性分団　班長
10	八木橋（やぎはし）　喜代治（きよじ）	ひろさき健幸増進リーダー会　会長
11	斎藤（さいとう）　明子（あきこ）	弘前市食生活改善推進員会　会長
12	宇野（うの）　和葉（かずは）	大学コンソーシアム学都ひろさき
第３号委員　公募による者		
13	青山（あおやま）　富士子（ふじこ）	公募委員
14	柴（しば）　祐子（ゆうこ）	公募委員
第４号委員　その他市長が必要と認める者		
15	佐藤（さとう）　三三（さんぞう）	元弘前市自治基本条例市民検討委員会委員長 弘前大学名誉教授

資料２

平成２８年度～令和３年度の諮問事項について

年度	諮問事項	関係条文（抜粋）
２８	条例に対する理解を深める取り組み 情報共有に関する取り組み	第１条（目的）、第３条（条例の位置付け）、第６条（基本原則）、第２１条（市民力等の推進）、第２２条（説明責任）、第２４条（情報提供）、第２５条（情報共有）
２９	市民参加に関する取り組み	第２７条（意見聴取手続）、第２８条（附属機関の運営）
３０	市民等のまちづくりを支援する取り組み	第６条（基本原則）、第１４条（執行機関の役割）、第２１条（市民力等の推進）
元	市職員の「協働によるまちづくり」に対する意識醸成のための取り組み	●第１４条（執行機関の役割）
２	学生力が発揮されるまちづくりの推進のための取り組み	●第９条（学生の役割）
３	事業者との協働によるひとづくりに関する取り組み	●第１２条（事業者の役割）

平成２８年度から平成３０年度では、情報提供、情報収集、行動に移すというステップを踏み、３年間で市民との協働によるまちづくりを進めるための取り組みについて審議を行った。

令和元年度には、市職員の「協働によるまちづくり」へのさらなる意識醸成を図るための取り組みを諮問事項とし、条例の基本理念の浸透や接遇などについて審議を行った。また、令和２年度は、当市の優位性の一つである学生を取り上げ、「学生力が発揮されるまちづくりの推進のための取り組み」について審議を行った。

《令和３年度》

市では【地域を担うひとづくり】を総合計画のリーディングプロジェクトに位置付けており、重点的に取り組むこととしている。特に地域産業を担う人材育成は、子ども等の地元定着等に直結し、ひいてはまちづくり人材の確保につながることから、まちづくりの主体のひとつである**事業者**の力を生かしたひとづくりに関する取り組みについて、**市の具体的な取り組み**を例示し、それらが実効性を持ってなされているのか等を審議いただきたい。

弘市協発第８５号
令和３年７月２８日

弘前市協働によるまちづくり推進審議会
会長　佐藤　三三　様

弘前市長　櫻田　宏

弘前市協働によるまちづくり基本条例に基づく市の事業等の審議について
（諮問）

本市は、平成２７年４月１日にまちづくりの基本ルールであります「弘前市協働によるまちづくり基本条例」（平成27年弘前市条例第４号）を施行し、市民参加を大事にした公正かつ誠実な市の事業等の実施や、市民の主体的な関わり及び協働による継続的なまちづくりの進展を図ることによって、「市民の幸せな暮らしの実現」に向けた取り組みを進めております。

この条例の実効性を確保するため、市の事業等が条例の内容に則して実施されているかを評価し、条例について必要な見直しや事業遂行等の改善について毎年度審議いただくことになっております。

つきましては、下記事項についてご審議いただきたく、貴審議会に諮問します。

記

諮問事項

事業者との協働によるひとづくりに関する取り組み

資料３

令和３年度における審議方針について

１　審議内容

【事業者との協働によるひとづくりに関する取り組みについて】
　⇒　関連条文・・・第１２条第１号

（事業者の役割）
第１２条　事業者は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。
　(1)まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めること。

事業者の定義
　市内に事務所等を有し、営利を目的として活動することを主たる目的とするもの。
　　※株式会社、合同会社など

２　審議の手順

　事業者と協働して取り組むひとづくりに関する事業の現状や課題などについて、事務局において資料を整理し、説明。

（議論の参考としてもらうため、商工労政課の取組の一部及び市全体の取組を説明）

⇒上記の説明から審議の流れに沿って評価、検証、改善点の提案などを行う。

評価・検証のポイント（案）

◎市全体として、様々な事業者と連携できているか。
◎各事業の実施時期は適切か。
◎参加者募集の告知方法は適切か。
◎参加者に事業者の魅力が伝わる内容となっているか。
◎市全体として、事業者と協働している取り組みについて偏りはないか。
◎その他、協働することでより効果的にひとづくりにつながる事業はないか。

資料４

今後のスケジュール（予定）

	日程	内容
第１回	７月２８日 ※本日	○委員の委嘱（新任委員のみ） ○諮問 ○令和３年度の審議項目等について説明 ○令和２年度答申への対応について報告 ○令和２年度実施「職員、市民アンケート」結果説明
第２回	８月下旬	○諮問事項に関連する事業の実施状況の評価 及び改善点等について協議①
第３回	９月下旬	○諮問事項に関連する事業の実施状況の評価 及び改善点等について協議②
第４回	１０月下旬	○答申（案）の検討・承認
答　申	１１月	○市長に答申書を提出

資料５

令和２年度弘前市協働によるまちづくり推進審議会の答申に対する対応について

●市長以下、全部長級職員まで出席する会議において答申内容を徹底するよう報告。

●上記会議の後、庁内電子掲示板に答申を掲載し、全職員に対し、答申を踏まえた事務の遂行を行うように周知。

●新年度の開始にあわせ、再度、全職員に対し、答申の内容を十分に確認のうえ、業務にあたるよう啓発するとともに、全課を対象に答申への対応状況について照会した。

１.諮問事項

学生力が発揮されるまちづくりの推進のための取り組み

２.答申と対応の内容

○学生に対する市の基本姿勢

答申	**【学部、学科の特性を生かした学生との協働】** 市内には様々な大学・学部があるため、それぞれの専門分野、ニーズ、学生の特徴などを正確に把握したうえで、協働の手法について検討すること。
対応	・学生との協働に取り組むうえでは、学部や学科による専門分野の違い、県外出身者の割合、男女比など、市内各大学にそれぞれ特徴があることに留意する。 ・学習指導関係であれば教育学部、障がい者関係であれば社会福祉学部など、事業の性質ごとに連携する学部等を見定め、適切に事業を実施していく。

答申	**【学生と関わるうえでの心構え】** 事業等で学生と関わる場合は、事業への参加を通じて、学生に対して学びの場を提供し、育てるという視点を持って取り組むこと。
対応	・学生としての専門分野の知識を生かした参画や、若い世代の生活者としての参画など、各事業において学生との関わり方は異なるが、常に相互に学び合う関係にあることを意識して業務に取り組む。

○学生に対する弘前市やまちづくりに関する情報提供

答申	**【大学の講義等に、職員等が出向いて行う出前講座等の推進】** 現在行われている、各大学での「出前講座」や、「弘前リードマン派遣」など学生が市政やまちづくりを学ぶことができる事業の充実を検討し、活用機会の創出を図ること。
対応	・「出前講座」について、毎年各課に新規講座等の照会をし、内容の改善、充実を図っている。また、講座メニュー決定後にパンフレットを市内の各大学等の教育機関に送付し、活用を促している。 ・「大学コンソーシアム学都ひろさき」主催の学生団体シンポジウムなど、学生が多く集まるイベント等に引き続き出展し、市の取り組みやまちづくり支援事業の PR を実施する。

答申	**【実習生等の受け入れ】** 学生が、インターンシップや各種資格取得を目的として、市の施設等で実習を行う場合、弘前市ならではの働き方、施設の特徴、魅力などを知ってもらえるよう努めること。
対応	・インターンシップ受入の際には必ず、弘前市の概要や特色、弘前市総合計画や業務内容について説明するオリエンテーションを実施しており、市役所の仕事に興味を持ってもらい、また、弘前市で働く意義やメリットを感じてもらうよう努めている。（人事課） ・インターンシップを受け入れる際、相馬地区の活性化のために相馬産の農産物や工芸品を活用する地域おこし協力隊隊員の活動を共に体験してもらい、地区の財産、魅力を知ってもらえるように努めている。（相馬総合支所） ・学芸員資格取得のための実習として学生を受け入れているが、展示内容や前川建築など弘前市立博物館の特徴を知ってもらう内容を実習に取り入れている。（博物館）

答申	**【地域を知る機会の創出】** 市内の公共施設無料パスポートを配布するなど、学生が弘前のことを知り、学ぶことができる機会の創出を図ること。
対応	・大学からの依頼による講師派遣などの際や、学生に市の事業に参加してもらう場合、座学だけではなくワークショップやフィールドワークを効果的に取り入れ、学生が地域のことをより身近に感じ、積極的に学ぶことができる機会の創出を図る。 ・「（仮称）学生鑑賞支援プログラム」当市の文化芸術の創造・交流の拠点を目指す弘前れんが倉庫美術館において、大学生を支援する取り組みに賛同する市内企業の協力金により、大学生の観覧料を無料とするもの。（令和 3 年 8 月から実施予定） （都市計画課） ・事業への参加、ボランティアを通じて、市の取り組みを学んでもらうため、令和 3 年度新規事業として「ボランティア協働推進事業」を実施しており、募集の都度各大学等へＦＡＸを送信し参加を呼びかけている。（市民協働課） ・学生が地域を知るきっかけづくりとして、令和 3 年度新規事業として 「協働によるまちづくり学生ジャーナリストNo.1 決定戦」を開催している。 （市民協働課）《参考①》

答申	**【情報が届きやすい仕組みの工夫】** 学生に対して、市の取り組みやイベントなどの各種情報を提供するに当たっては、情報を集約して発信するなど、届きやすい仕組みについて検討すること。
対応	・事業実施の際は各大学等へポスターやチラシなどで送付し、必要な学生に情報が届くように努める。また、事業の特性に応じて、広報ひろさきや市ホームページ、フェイスブック、ツイッターなどの情報発信ツールを使い分けるなど、適切な情報発信に努める。 ・各学校の学園祭や学生団体シンポジウムなど、多くの学生参加が見込まれるイベント等への出展及び事業ＰＲを検討する。 ・市ホームページのＱＲコードや、まちづくりを実践するうえでの相談窓口、支援制度を掲載した「協働 Information」を作成し、各大学等に送付した。 （市民協働課）《参考②》

○学生の附属機関への登用

答申	学生を附属機関の委員とすることは、学生目線での意見の吸い上げだけでなく、市政への理解促進、実践力の向上にも繋がるため、各附属機関の性質、特徴などを考慮したうえで学生の登用を検討すること。なお、登用にあたっては、学生委員枠の設定のほか、公募委員の募集の際に「学生も応募可」と表記するなど学生が応募しやすい工夫をすること。
対応	・各附属機関の委員の特性に合わせて、公募委員募集の際に「学生も応募可」と表記することを検討する。 ・公募委員募集の際に、各大学等へ案内を送付するなど、学生の目に触れる機会の創出を図る。

○学生のまちづくりへの参加

答申	**【人材育成講座への学生参加促進】** 「ひろさき未来創生塾」や「防災マイスター養成講座」など、市が主催するまちづくりに関する人材を育成する講座への学生参加の推進に積極的に取り組むこと。
対応	・市主催の事業で学生の参加が可能なものについては、市ホームページやＳＮＳでの情報発信のほか、適宜、大学教授等を介して学生に対して参加を呼び掛けていく。 ・令和２年度の町会担い手育成塾では、町会役員の担い手確保・育成に向けて弘前大学大学院地域社会研究科の協力を得ながら事業を進めている。また、モデル町会におけるワークショップには地元の弘前医療福祉大学短期大学部の学生にも参加してもらい、学生（若者）の意見等を述べてもらっている。（市民協働課）

答申	**【わかりやすい募集案内】** 市が実施するイベント毎に参加の難易度やターゲット層が違うため、適切な表現を用いて募集案内をすること。
対応	・引き続き、イベント等の募集を呼び掛ける際には、参加目的、イベントメニュー、参加対象者を明確にし、適切に広報していく。

答申	**【企画、提案から実践までの参加】** 学生が、まちづくりについての企画、提案から実践まで関わることができるような仕組みを検討すること。
対応	・まちづくり活動の企画実践を目指す「ひろさき未来創生塾」や地域企業での経営課題にチャレンジする「まちなかキャンパスプロジェクト」、移住を考える人に弘前の魅力を発信する「弘前ぐらし市民編集部ライター育成事業」など、各事業を通じて企画や実践を学ぶ機会の提供を続ける。（企画課） ・令和３年度において、若い世代へ向けて町会活動を宣伝するため、学生（若者）の柔軟な発想と行動力を取り入れるべく弘前大学動画制作サークルへ動画制作（企画～撮影、編集）を依頼している。（市民協働課） ・中土手町商店街や弘前れんが倉庫美術館等を含む文化交流エリア周辺地域において、アートや公共的空間の利活用による滞留空間の創出を実施し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを推進している。令和３年度は、これらを実施するエリアプラットフォームである中土手町まちづくり推進会議を再構築するためのシンポジウムと政策検討ワークショップを実施することとしている。実施にあたり、学生にもシンポジウムやその後の政策検討ワークショップに参加してもらう予定としている。 ・伝統芸能を学び、体験しながら学生の感性でイベント PR の企画を立案し、PR コンテンツの制作および PR を行う「弘前城薪能 PR プロジェクト」を実施した。（文化振興課） 《参考③》

答申	**【相談窓口の周知】** まちづくりに関する市の問い合わせ先について、教員や学生が目にする機会の多い資料等への掲載を検討すること。
対応	・まちづくりに関する相談は多岐にわたり、相談内容が明確なものについては各課で直接対応した方が円滑な場合も多い。問い合わせ先がわからないことについては、学生は各大学の事務局等に相談することが多く、各大学事務局を通じた問い合わせに企画課が窓口となって対応している。近年、学生からの直接的な問い合わせや学生とのつながりを持った民間事業者を通じた相談なども増えてきており、引き続き必要な情報発信に努める。（企画課） ・市ホームページの QR コードやまちづくりをするうえでの相談窓口、支援制度を掲載した「協働 Information」を作成し、各大学等にポスターを送付した。《参考②(再掲)》

答申	**【参加学生への配慮】** 学生のまちづくりへの参加については無償ボランティアに限らず、アルバイトとしての参加や、報酬、交通費の支払いなどの対応も検討すること。
対応	・若い世代へ向けて町会活動を宣伝するため、学生（若者）の柔軟な発想と行動力を取り入れるべく弘前大学動画制作サークルへ動画制作（企画～撮影、編集）を依頼しており、委託料を支払うこととしている。（市民協働課） ・４大まつり期間中のイベントスタッフとして、大学コンソーシアム学都ひろさきを通じて各大学へアルバイト募集を行っている。(R2 は秋の大祭典も) ・実施中のアート事業において、交通費等の支払いを行う予定。（国際広域観光課） ・令和 3 年度新規事業として実施する「協働によるまちづくり学生ジャーナリストNo.1決定戦」において上位入賞者に賞金を出すこととしている。《参考①(再掲)》

○学生によるまちづくりを育む支援制度

答申	**【制度の理解促進】** 学生によるまちづくりの推進を支援する既存制度（学生地域活動支援事業、市民参加型まちづくり１%システム支援補助金など）の積極的な周知、内容の見直しを含め、学生が主体となって行われるまちづくりを育み、発展させる支援制度の充実について検討すること。
対応	・学生地域活動支援事業について、大学コンソーシアム学都ひろさきや各大学の事務局を通じて積極的な周知を行うとともに、より効果的に事業を実施するため、必要に応じて随時見直しを行っていく。（企画課） ・まちづくりを実践するうえでの相談窓口、支援制度を掲載した「協働 Information」を作成し、各大学等に送付した。《参考②(再掲)》 ・令和 3 年度より、市民参加型まちづくり 1%システム支援補助金に学生にも活用しやすい【スタート部門】（上限額 5 万円、書類審査のみ）を創設し、各大学等へ案内を郵送するなど周知を図っている。また、制度については、毎年度補助事業者からのアンケート結果などを参考にしつつ附属機関による見直しを図っている。 （市民協働課）《参考④》

○学生と町会や市民活動団体等との「協働によるまちづくり」の促進

答申	**【学生と町会や市民活動団体等間の双方向の情報提供】** 学生や町会、市民活動団体等の活動内容が、双方向に伝わるような仕組みを検討し、相互に繋がりやすくなる環境の整備に努めること。
対応	・大学コンソーシアム学都ひろさきにおける学生団体シンポジウムでは学生団体の活動の発信を行うとともに、団体等の活動を紹介するパネル展示なども行っており、引き続きこうした機会の提供に努める。（企画課） ・町会長から、町会行事等への学生の参加に関する相談があった場合は、企画課（大学連携担当）と情報共有し対応している。（市民協働課） ・【R3.1.30_ATV 放送】のテレビ広報「元気！弘前」や広報ひろさき(R3.3.1 号)の弘前人コーナーなど、市の広報媒体を活用し、学生の地域活動情報を積極的に発信しており、今後も継続していく。（市民協働課） ・まちづくりフォーラムの開催時などには学生の参加も積極的に呼びかけ、町会や市民活動団体等と交流する機会を創出している。（市民協働課） ・学生が町会などの地域を知るきっかけづくり、市内で行われる様々なまちづくりを幅広く PR することを目的として、「協働によるまちづくり学生ジャーナリストNo.1 決定戦」を開催している。《参考①(再掲)》

答申	**【学生と町会や市民活動団体等の連携・協働事例の紹介】** 町会や市民活動団体等が学生と直接連携している事例について、広く市民に紹介するよう努めること。
対応	・大学コンソーシアム学都ひろさきにおける学生団体シンポジウムや活動報告書の発行などにより、優良事例の紹介に努める。（企画課） ・町会長へ町会活性化支援補助金の活用事例集を配付し、学生が参加して実施した行事等を紹介している。（市民協働課） ・引き続き、1%システムを活用し、学生と市民活動団体等が連携している事業がある際には、積極的にＳＮＳ等で幅広く発信していく。（市民協働課） ・地元町会が大学と連携して実施しているイベントについて市も共催しており、広報などで広く市民に周知等を行っている。（文化財課）

《参考①》

学生による弘前市内で行われているまちづくり活動の紹介記事コンテスト

協働によるまちづくり 学生ジャーナリスト No.1 決定戦 2021

参加費無料

チーム参加OK

応募締切 ～10月29日(金)

高校生、大学生のみなさ～ん！！

ジャーナリスト（記者）になって、弘前市内で行われているまちづくり（町会活動、ボランティア活動、イベント等）を取材し、記事にしてみませんか？
特別な資格や経験必要なし！誰でもウエルカム！！

賞金あり!!

グランプリ 5万円

準グランプリ 3万円

3位 1万円

佳作	１０作に図書券２，０００円分プレゼント

グランプリ決定までの流れ

STEP1 エントリーシート提出

随時事務局から、市内で行われるまちづくり情報をお知らせします。

STEP2 まちづくり活動への参加、団体への取材、写真撮影など

STEP3 記事の作成→提出

審査

STEP4 グランプリ決定！！

主催 弘前市 市民協働課（コンテスト事務局）
TEL:0172-40-7108 / FAX:0172-35-7956
E-mail:shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

後援 東奥日報社
陸奥新報社

☆よく読んで応募してね☆

応　募　に　つ　い　て

☆わからないことは聞いてね☆

1　応募できる人は？

応募できるのは、
1人（又は1チーム）
１作品まで

①弘前市にある高校、大学、専門学校に通っている人
②弘前市民で、市外の高校、大学、専門学校に通っている人
※個人、グループのどちらでも応募ＯＫ。
ただし、個人とグループの二重応募はダメです。
（個人が複数のグループに所属することもできません。）

2　何を取材したらいいの？

弘前市内で行われているまちづくり活動（ボランティア活動、町会活動、イベントなど）
※取材しようと思っている活動が適当かどうかわからない場合は事務局に聞いてください。

3　作品の規格は？

◆Ａ４サイズ１面（カラー可）に紹介記事をまとめ、現物または、ＰＤＦファイルで提出。
◆記事のレイアウトは自由です。
◆手書きで記事を作成する場合は、鉛筆は使用しないでください。
◆応募者本人が令和３年５月６日から１０月２９日までに取材、作成等をしたもので、未発表の作品に限ります。

4　どうやってエントリーしたらいいの？

下記エントリーシートに必要事項を記入のうえ、郵送、メールまたは持参により、事務局まで提出してください。

《提出先》　弘前市　市民生活部 市民協働課 協働推進係（コンテスト事務局）
〒036-8551　弘前市上白銀町１－１　※直接応募の方は弘前市役所前川新館2階まで
メール：shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

注意事項

※下に書いてあるのは、ごく一部です。詳しくは市ＨＰ掲載の募集要領をよく読んでください。

◆応募作品に写真を掲載する場合、映っている人の了解を得てください。
◆応募作品は返却しません。
◆未成年者は保護者の同意を得て応募してください。
◆応募用紙に記入された個人情報は、本事業の目的以外には使用しません。
◆本事業について、新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の観点等から、中止や内容が変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

← ＱＲコードから読み取り

市HPアドレス：http://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/kihonjourei/gakuseicontest2021.html

きりとり線

エントリーシート

※学校名、代表者の名前は作品公開時に併せて公開します。

学　校　名		学年　年	
代表者名・生年月日	ふりがな 西暦　　年　月　日		
住所・電話番号	〒 ＴＥＬ：		
メ　ー　ル	@		
グループ構成 ※個人の場合は不要	学　校　名	学　年	氏　名
			ふりがな
			ふりがな
			ふりがな

《参考②》

協働（きょうどう） Information

～調べる・相談する・実践する～

弘前市では学生の「地域のために何かやりたい」を実現するためのお手伝いをしています。お気軽にご相談ください。

STEP 1（調べる）　まずは、市がどんなことをしているか調べてみよう！

市ホームページ

市の取り組みやイベント情報などを確認することができます。
市の情報発信ツールの中では一番内容が充実してます。
随時更新してるので、定期的に見てみてね♪

協働によるまちづくり紹介ページ

市が取り組んでいる「協働によるまちづくり」の全貌がここに！
協働ってなんだ？
まちづくりとは？？
そんなあなたは、まずこちらをチェック✔

市民協働課Facebook

市内で行われている様々なまちづくり情報、市の支援策、その他もろもろ発信しています。
みなさんの「いいね！」をお待ちしています👍

STEP 2（相談する）　ボランティアに参加したい、地域のためのイベントを企画したいと思ったらまずはご相談を。

弘前市役所市民協働課

地域課題を市民の皆さんと一緒に解決することを目指して、日々奮闘中。
皆さんのアイデアを実現するためのアドバイス、支援制度の紹介、コーディネートを行っています。
皆さんの一番身近な窓口になれると思います。

弘前市民参画センター

市民が多様な社会活動に参画していけるよう支援の拠点として設置しています。団体登録をすると、印刷機やレターケースが使用できるなど、活動するうえでの便利な機能が満載！
「ボランティア支援センター」も併設していますので、ボランティアに関する色々なアドバイスもできます。
ヒロロの中にあるので、お買い物がてらぜひ一度お越しください♪素敵なスタッフ～があなたを待ってます。

参画センター入口

施設内の様子
（打合せスペースもあります）

STEP 3（実践する）　思い立ったが吉日！やりたいことを実現しよう！

市民参加型まちづくり1％システム

市民自らが実践するまちづくりや地域づくり活動に係る経費の一部を支援する公募型の補助金制度です。
「やりたいことはあるけど、活動資金が・・・」というあなた！お気軽にご相談を☆
プレゼンありで最大50万円補助の【一般部門】と
プレゼンなしで最大5万円補助の【スタート部門】があります。補助率も10分の9と団体に優しい補助金です。

実際に学生がいろんな活動に活用しています☆

親子で楽しめるワークショップ

地域を盛り上げるイベント

問い合わせ先：弘前市役所　市民協働課
TEL：0172-40-7108　Mail：shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

《参考③》

市政情報メニュー

広報
職員採用・給与公表
入札・契約
公売・公有財産売却
計画・取り組み
情報公開・個人情報保護
広聴
各種制度
弘前市議会
条例・規則
各課へのお問い合わせ

お問い合わせ

よくある質問

相談窓口

弘前城薪能（ひろさきじょうたきぎのう）PRプロジェクト参加者の募集について

令和３年７月10日に行われる「弘前城薪能（ひろさきじょうたきぎのう）」について、
PR企画を立案、実施するプロジェクトに参加する学生を募集します。

参加対象者

以下の大学コンソーシアム学都ひろさき参加機関に所属する学生が対象です。
（１）国立大学法人　弘前大学
（２）学校法人弘前学院　弘前学院大学
（３）学校法人柴田学園　東北女子大学
（４）学校法人柴田学園　東北女子短期大学
（５）放送大学学園　放送大学青森学習センター
（６）学校法人弘前城東学園　弘前医療福祉大学

こんな人におすすめ

（１）伝統芸能に興味がある方
（２）メディアの仕事に興味がある方
（３）地域振興や地域貢献に興味がある方
（４）キャリアデザインを考える参考にしたい方

参加料

無料

定員

24名程度

活動内容

弘前城薪能を題材に、県内主要メディア社が実践的なPR手法を丁寧に指導します。
参加者は、伝統芸能を学び、体験しながら、自ら感じたことをベースに学生の感性で
イベントPRの企画立案をし、PRコンテンツの制作及びPRを行います。

参画メディア

株式会社陸奥新報社
RAB 青森放送株式会社
ATV 株式会社青森テレビ
ABA 青森朝日放送株式会社

詳細は公式ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

弘前城薪能実行委員会事務局（弘前市文化振興課内）
電話　0172-40-7015

《参考④》

令和3年度

市民参加型まちづくり1%システム

はじめました！

スタート部門

1 回目	募集期間	令和３年３月２４日（水）～ ４月２３日（金）
	事業の実施期間	令和３年７月１日 ～ 令和４年３月３１日

終了しました

2 回目	募集期間	令和３年７月１日（木）～ ７月３０日（金）
	事業の実施期間	令和３年１０月１日 ～ 令和４年３月３１日

「やりたいことがある！！　でも・・・☹」と立ち止まっていた“あなた”に使ってほしい制度です

- １%システムに申請したことがないから不安・・・☹
  - ➡ **「まだ１%システムに申請したことがない方」が対象！**
- 団体のメンバーを５人集めるのが大変で・・・☹
  - ➡ **３人の仲間がいれば申請できる！**
- 申請書を書くのって大変そう・・・☹
  - ➡ **簡単になった書類で慣れない方も安心♪**
- 審査会、人前で話すのは苦手かも・・・☹
  - ➡ **プレゼン不要！ 書類審査のみで採択が決まる！**

裏面では
より詳しい内容を
紹介します！

✦ 弘前市　市民生活部　市民協働課　協働推進係 ✦

TEL 40-7108　　FAX 35-7956

Eメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

1%システムHP　市民協働課FB

初めての申請に
ドキドキのたか丸くん

どんな団体なら申請できますか？

申請する事業のために新しい団体をつくってもOK！

次の５つのすべてにあてはまる団体です！

❶構成員が３人以上いる
❷主に市内が活動拠点
❸計画的に事業を行うことができる
❹過去に１％システムを活用したことがない
❺構成員の過半数が１％システムを活用したことがない

事務局

何回まで申請できますか？　来年も事業をやりたいんです！

１団体につき、申請は１回までです。
２回目以降も続けたい！という方は、ぜひ「一般部門」へ申請を♪

どんな事業なら申請できますか？

地域の課題解決や活性化 を目的に行われる **公益性のある事業** で、
次の３つにあてはまる事業が対象です！

❶ 原則として市内で行う事業
❷ 住民又は構成員の労力提供等がある事業
❸ 補助金の交付決定があった年度内に完了する事業

※次にあてはまる事業は、対象になりません。
営利を目的とする ／ 特定の個人や団体が利益を受ける ／ 政治、宗教又は選挙活動を目的とする ／ 市の他の補助金や国・県、その他の機関等から補助金を受けた、又は受ける見込みである ／ 市との共催である ／ 法令、条例等に違反する ／ その他公序良俗に違反する

補助金の額はどうやって決まりますか？
いくらまでもらうことができますか？

補助金の額は、下記 ① か ② の少ないほうで、５万円が上限です。

① **補助対象経費　×　０．９**

② **支出総額　－　収入（参加費・協賛金等）**

※補助金のお支払いは、事業終了後となります。

補助金の対象になる・ならない経費の詳細は、
１％システム【一般部門】のチラシをご覧ください！

協働の部屋

Vol.4・2021年6月

みんなで住みたいまちに ★ できることからはじめ　参考⑤

♪「協働によるまちづくり」を紹介する情報発信ページ♪

平成27年4月に施行された「**弘前市協働によるまちづくり基本条例**」は、「みんなでまちづくりをしていきましょう」という「**協働**」を柱としたまちづくりの仕組み（ルール）を定めています。
そのなかで、基本となるのは「**市民参加**」！
一人ひとりが、自分たちのまちは自分たちで作っていくという意識を持って、できることから取り組むことを大切にしています。

協働のパートナーってどんな人（団体）がいるの？？

☞市HP
協働によるまちづくり基本条例ページ

協働事業を実施するには、パートナーとなる市民の「力」を引き出すことが重要です。
そんな「**協働のパートナー**」の一例をご紹介！
各パートナーの特徴に応じた協働の手法を検討しましょう。

町内会

行政と市民をつなぐ役割、
地域のネットワークを持っています。

ボランティア団体

多様化した住民ニーズに柔軟に対応できる団体も多いです。

企業（事業所）

時代の変化への対応力、効率的な実行力が企業の強み。
地域と連携した、社会貢献活動を行う企業も増えています。

大学

教員・・・学術的な専門性が高く、知識・経験を地域へ還元することができます。
学生・・・エネルギッシュで自由な発想力を持っています。

次号では、**協働の形態**についてご紹介します！

市民協働課の新たな取り組み

協働によるまちづくり 学生ジャーナリストNo.1決定戦　開催中！

学生が記者として弘前市内のまちづくり活動を取材し、紹介記事を作成するコンテスト！優秀作品には賞金あり！
身近に学生の方がいらっしゃれば、ぜひ！ 詳細はこちら☞

市民参加型まちづくり1%システム スタート部門　7/1より申請受付開始！（7/30締切）

詳細はこちら

これまでの１%システムよりも気軽に申請できる！
まちづくり初心者の方、必見！やりたい活動をスタートしよう！

市民協働課Facebookページ「弘前まぢながサミット」
市内でのまちづくりの取組みやイベントの情報発信をしています。
詳細はこちら☞

★皆様の周りで「ぜひ学生に取材して欲しい！」という活動があれば、市民協働課協働推進係まで情報をお寄せください。よろしくお願いいたします！　／発行元：市民協働課　協働推進係（内線 357）

協働の部屋

Vol.1・2020年8月

みんなで住みたいまちに ★ できることからはじめよう！

♪「協働によるまちづくり」を紹介する情報発信を始めました♪

平成27年4月に施行された「**弘前市協働によるまちづくり基本条例**」は、「みんなでまちづくりをしていきましょう」という「**協働**」を柱としたまちづくりの仕組み（ルール）を定めています。
そのなかで、基本となるのは「**市民参加**」！
一人ひとりが、自分たちのまちは自分たちで作っていくという意識を持って、できることから取り組むことを大切にしています。

＼教えて!!／

条例のキホン ★1 ★2 ★3

そもそも・・・

協働によるまちづくりって？ 01

市民等・議会・市が、それぞれの役割を持ち、協力し合って、みんなで住みやすいまちにしていくことです。

弘前市では、単に“市民”とせずに「市民」「学生」「子ども」「コミュニティ」「事業者」を主体として、それぞれ役割を定めているのが特徴です☆

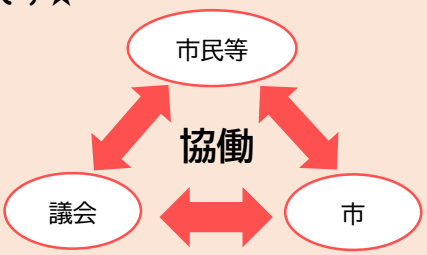

協働を意識して、
ちょっと工夫するだけで、
これまで以上にいい仕事ができて、
市民に喜ばれるかも♪

新しいアイディア♪

✨ Win-Winの関係 ✨

じゃあ・・・

協働って何のため？ 02

社会状況やライフスタイルの変化によって、地域課題も多様化し、行政や市民個人の努力だけでは対応が難しくなってきています。

市民の声に耳を傾け、市民目線を取り入れることで、遠回りに見えても効果的で、さらに円滑に事業を進めることができ、まちづくりの課題解決や活性化につながります。

また、市民のニーズを把握することで、きめ細やかなサービスができるようになります。

市民がまちづくりに参加できる機会をつくりましょう♪

積極的に市民へ情報を届けることで、市民参加の機会が生まれ、市民のちからを活かしていくことが、協働によるまちづくりに必要不可欠です。

わかりやすい表現で！ どうすれば「伝わる」かな？など情報の伝え方から工夫してみましょう。

また、市職員も市民や市民活動団体の情報収集をすることで、**協働のヒント**が見つかることだってあるんですよ。

なにをすれば・・・

市の役割は？ 03

「協働によるまちづくり」を十分に認識して、市民の立場に立って、懇切丁寧に仕事をすることや市民等のまちづくりを支援することです。

条例には、「総合計画」「財政運営」「附属機関」など行政の運営についても記されています。

今年度も「協働によるまちづくりに関する職員意識調査」を実施します。ご協力よろしくお願いします！

／発行元：市民協働課　協働推進係（内線 357）